
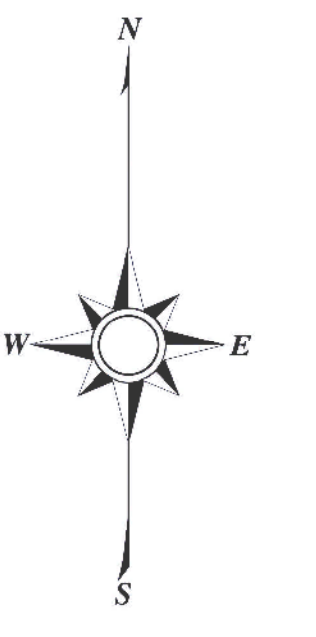



東京都市計画地区計画 補助230号線土支田・高松地区地区計画 総括図 (練馬区決定)

※この図面では、用途地域、特別用途地区、高度地区、防火・準防火地域、
新たな防火規制区域、風致地区、都市計画道路（）を表しています。



凡例

用途地域図の記号

用途地域

建築率(%) 容積率(%)

高度地区

日照規制(時間)

※用途地域・高度地区・防火地域等に關しては右表も参照して下さい。

用途地域(特別用途地区)

一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
特工	工業地域(特別工業地区)

高度地区

①	第1種高度地区
17m①	17m第1種高度地区
17m②	17m第2種高度地区
17m③	17m第3種高度地区
20m②	20m第2種高度地区
20m③	20m第3種高度地区
20m	20m高度地区
25m②	25m第2種高度地区
25m③	25m第3種高度地区
30m②	30m第2種高度地区
30m③	30m第3種高度地区
30m	30m高度地区
35m③	35m第3種高度地区

防火地域等の指定

防火地域

準防火地域

防火指定なし

新たな防火規制区域

新たな防火規制区域

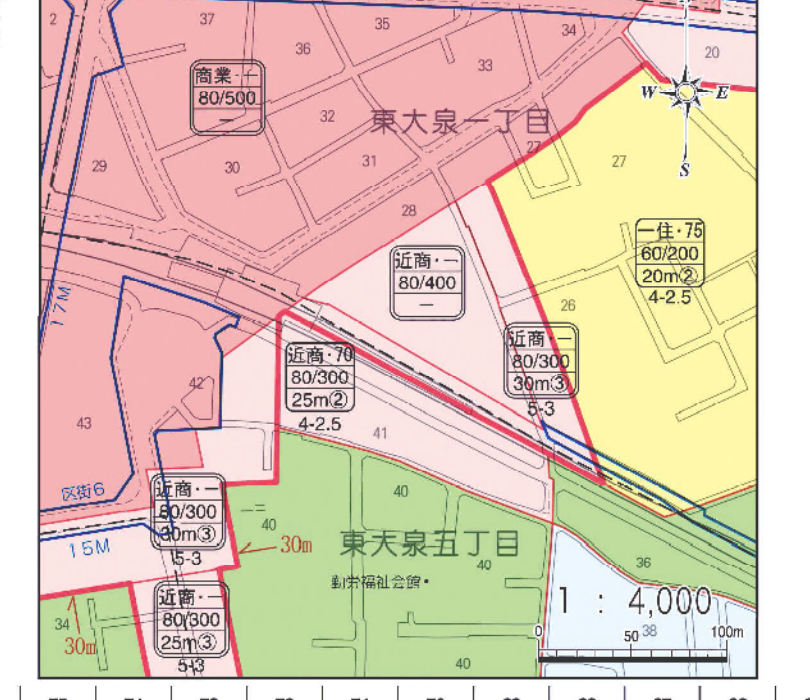
風致地区

風致地区

注意事項

- 本図は、用途地域、特別用途地区(特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口へ備え置いた指定図で確認してください。
(1)練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎16階)
(2)東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画相談担当(都庁第二本庁舎12階)
- 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図」(都市施設等)をご覧ください。
- 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。(https://www.city.nerima.tokyo.jp/「都市計画情報システム」)をご覧ください。
- 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。線式の指定(管轄は道路側に指定されているもの)では、基本的には道路と数地の境界線から20mです。30mのものは、「±30m」の表示があります。
- 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の太線は、防火地域です。

大泉学園駅周辺拡大図



練馬駅北口周辺拡大図

